

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣戰供述書

供述者 脇坂次郎

自今儀我國ニ行ハルル万式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ如ク宣戰ヲ告シタル上
次ノ如ク供述セシマス

宣 誓 口 供 書

一、私（脇坂次郎）は現在名古屋市千種區都府四丁目十一番地に住んでゐます。

二、一九三七年九月當時私は陸軍大佐の階級で第九師團第三十六聯隊長をして居りました。九月二十日頃動員下令せられ上海派遣軍の隷下に入り上海戦及南京戦に参加しました。

上海派遣軍の司令官は松井大將でありました。大將は海軍少将から起用されましたが、それは大將が多年支那についての研究をされ、日支親善につくし支那に知己が多いので、その人柄思想經歷によつてである。と私の友人から聞きました。

三、上海に到着してからは屢々松井大將の訓示が上司を通じて送せられました。即ち軍紀風紀を嚴守し、良民を宣撫愛護し外國利益を擁護せよと機會ある毎に訓示され、私は更に大將の精神を部下に徹底せしめ苟くも放火、殺人、掠奪、強姦の如き非行の發生せざる様部下將兵を戒愼せしめました。

四、上海から南京に進軍中私の部隊は常に先頭立ちました。沿道の部族の家屋が焼却、毀損され又は家屋内が奪取されてあつたのを相嘗認め

ました、これは支那軍が退却に降し日本軍の行動を妨害しようとして
所部清野隊術による放火、破壊したこと及支那軍民の常習たる戦時
の宣達愛護の爲めにも亦後部隊の爲めにも家屋等の物の設備を保存
して置きこそすれ、これを焼却し又は破壊するが如きことは絶対にし
なかつた、このことは上司の命令もあつたが日本軍の常務であつた。

五、私の部隊は十二月八日午後四時頃東京の東區日四十村の浮化鎮を占
領するや直ちに追撃に移り徹夜急進して九日未明に光華門の南万の上
万鎮に到達した、その夜は咫尺を察せぬ暗夜でどの方向が南京かも
らずにめた度突然北万に天を焦す二條の大火焰が上つたので、それを
南京の万山であらうと察して追撃の目標としたが、その模様は正確で
あつた、且の夜南京陥落迄の日の間日夜城内に火焰の上るのを見た、
當時日本飛行機の爆撃も大したことなく砲兵の砲撃もあつたから、
これは失火り支那兵の清野作戦によるものか、又は混乱時の失火と認
めた
日本軍には従前度々火の用心を養成しめり入城直後に私の部隊は燃焼
中の家屋の消化に従つた位で日本軍の放火などなく私の部隊より失火
したことは一度もなかつた。

六、私の部隊は十二月十三日早朝光華門を占領しました。この門では
 敵が行はれて彼我共に多数の死傷者がありました。占領後直ちに私
 の部隊は死傷者の整理に當り、死体は日支両軍を光華門と海門の
 中間地點の同一場所へ集め墓標を立て合祀し従軍供によつて死体埋葬
 中殆んど一晝夜に亘つて無算の冥福が記念されました。特察御遺骸に
 いた埋葬人員の名字は左の散開による日支両軍の白骨を算出の根基と
 したものと考へます。

七、私は十二月十五日早京城内巡視の際露原區の二ヶ村を視察したいと考
 へました。か時兵が慎重に警戒して居つて軍長と雖も特に許可がなけ
 れば立入りは禁ざられてゐると云つて拒絶され遂に内野を視察するこ
 とをなせませんでした。その時私もその後も私は露原區内で日本軍の不法
 行爲がめつたことを言ひませんでした。

八、私の部隊の本隊宿舎とする爲め或る家戸を點検させたことがあり
 ます。その家の防空機を點検する爲めに隊旗手の中尉が露原に入ら
 うとした處中からピストルで射撃して来たので中尉も直ちに拳銃で應
 答し二人の支那兵を射殺したとの報告を受けました。私は早速部下將
 兵に命じて敗殘兵を警戒し支那民家へ立寄らない様に訓令しました。
 九、私の部隊が露原へ入つた直後、ある主計中尉が公用外出の途中文部

婦人等が片足遺棄してあるのを見し其の美態を刑式を友人に見せる
 等りて以へ持ち帰つた處之を憲兵が探知して虐待罪の嫌疑で軍法會議
 に書類を送付しましたのでその中尉は私の面前で涙を流して自分の無
 罪を主張し、私も其の言葉を認め上司へ傳へました。

結末は微罪却下となつたと記憶します、當時東京に於ける日本憲兵の
 取締は嚴重を極め、如何に微細な犯罪も容赦しませんでした。

十、松井大將は十二月十八日慰靈祭の直後私達高級將校を集め一層皇紀
 原紀を尊嚴にし皇軍の名譽を昂揚し、日文の朝暮の早業到来に力を盡
 せと訓戒されました。

東京攻陥の激戦の後、松井大將のこの正義仁愛の精神に私は深くうた
 れ其の後の在野時分に私は常にこの精神を愈々昂揚することに努めた。

そして私は精國會議員松井永平寺に肖像を納め日文兩軍の英靈を祀り
 東京平和を祈願しました。

十一、私は十二月二十四日駛迄東京に居ましたか、私の部下には一人の
 加害者もありませんでした、住民は日本軍によくついて炊事夫など
 をして働いて呉れ、日本軍を恐れる様な者は一人もあなかつた、又
 京城は城の内外で銃聲を聞いたことのない、門銃などを射ては
 聞える筈だがそんな音は聞いたことがない。

十二、南京戦後私の部隊は嘉定で管轄の任について、或る夜部下の大銃本部の一衛兵がランプに石油を注入する際誤つて石油鑪に引火し火災となり宿舍を焼失したことがあつた、この失火につき私は陸軍懲罰令により「謹慎」處分に處せられ、大隊長は「謹慎」處分に、衛兵司令及衛兵は夫々「重懲倉」に處せられました、松井司令官の命令によりこの様に言紀風紀は嚴重に處罰され寸毫も不法行爲を許容されることはありませんでした。

その時私の部隊で不法行爲のあつたことは私の記憶にありません。

昭和二十二年（一九四七年）九月二十二日於東京

供 證 者 坂 次 郎

右ハ立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證トシマス

同日於東京

立會人 上代 休 輝

宣
書

良心ニ従ヒ眞言ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

署名
印
脇
坂
次
郎